

起因物、事故の型：乗用車、バス、バイク - はさまれ巻き込まれの死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	業種小コード	労働者規模
1	5～6	朝刊配達中にハンドルをとられ、左足首を縁石とバイクの間に挟まれるような状態になり、受傷した。	54	80205	30～49
1	17～18	添乗職員が降り、本人も洗車ホースを取りに車から降りて車庫の中に入った。本人が振り向くと車が動いていたため、慌てて車を手で押して止めようとし、車と建物に挟まれ怪我をした。	67	130201	100～299
1	10～11	車両からタイヤを外すためジャッキアップしてボルトを外し、タイヤを外そうとした時にジャッキが突然落ち、ナットの差し込まれた穴に入れていた人差し指の末節をはさみ骨折した。	23	80209	1～9
1	14～15	訪問入浴業務終了後に帰社するため、お客様宅の駐車場に停めてあった入浴車に乗ろうとして、半開きのスライドドアの淵に右手をかけたところ、強風でドアが閉まって右手の第二指を挟み負傷した。	35	130201	—
1	8～9	利用者をお迎えの際、利用者を進行方向に向かって左側から送迎車に搭乗させ、介護職員が立ったまま後ろ向き状態でスライドドアを閉め、右足の小指を挟んで骨折した。	61	130201	30～49
1	18～19	配膳車を介護用リフトに積み込む作業中、配膳車のストッパーをかけるため、配膳車の下に手を入れて作業をしている時、作業が終了する前にリフトを操作してしまい、リフトとドア枠の間に右腕を挟まれた。	64	80209	10～29
1	19～20	倉庫前路上で商品の積み込み作業後、車の側面スライドドアを閉める時に、左手母指をドアで挟んでしまう。	56	120109	—
1	15～16	新聞を集約所へ配達している途中、不注意によりハンドルをとられ道路脇の電柱に衝突し、車両前部が大破し、エアバッグが開いた。	61	80205	30～49

2	18~19	夕方の送迎でデイサービス利用者を自宅に送り届けた後、次の利用者宅に向かうため送迎車を添乗者のバック誘導で駐車場から道路に出ようとして車両が後進していた時、窓を開放していたが車内の利用者の話声で誘導者の声は届かず、外灯のない状況で視認されず添乗者が強く車体を叩いたところで気づいて停車したがステンレスの柵と車両の間に挟まれ右大腿部と膝を負傷したものである。	49	130201	50~ 99
2	17~18	早出したため夕方に退社し会社の駐車場から通勤に使用している自身のオートバイを押している時によろけて倒れた。	67	170209	10~ 29
2	16~17	弊社敷地内にて送迎車両（1BOX車）の後部座席の清掃をし運転席側後部のスライドドアから降りた後、ドアを閉めたが5cm程開いており、閉まらないだろうと思い運転席ドアの後ろに塵取りを持った状態で左手を置いていたらスライドドアのイージークローズ機能が動きドアが閉まり、ドアの間にあった左手小指が挟まり、左手第5指を裂傷と末節骨を骨折した。	62	130201	10~ 29
2	14~15	工場内にて、走行中の異音が発生する車両（普通乗用車）の現象確認をするために車両をジャッキアップしリジットラックにて車両4輪を支え、リフトアップした状態で寝板を使用し、車両下側に入り点検作業中、可動しているプロペラシャフトに被災者が着用しているダウンジャケットが挟まり左腕部が巻き込まれる状態になり負傷したものである。	62	11701	30~ 49
2	16~17	勤務中、帰苑の送迎の際、送迎車のリフトの動作中に足元を挟んでしまった。（リフトと地面の間に挟まれた。）	28	130201	—
2	11~12	事業所入口の前で荷物を車から降ろしていたところ、風で車のスライド式ドアが勝手に閉まり右手第5指を挟んでしまった。	61	170209	1~9
3	10~11	入院患者を他医療機関より当院へ搬送してきた際、ストレッチャーに横たわる患者を搬送車の機能により機械的に降車させたところ、風により患者がかけていた毛布が飛ばされかけたため、横にいた被災看護師が咄嗟に一步踏み出し毛布を押さえた際、ストレッチャーを載せる台と地面との間に左足甲がつぶされる形となった。ストレッチャーを降車させる	51	130101	50~ 99

		際は操作する係員以外は近寄らないこととしていたが、患者が寒がることを懸念した看護師としての職業観がこのような事態を招いたと考えられる。			
3	16~17	訪問入浴を終え、駐車場に車をまわし、入浴車の後片付けをし、後部スライドドアを左手で閉めようとしたとき、ドアの開閉部においていた右手人差し指をはさみ負傷した。	48	130201	10~ 29
3	2~3	朝刊配達時、発進直後に左足をバイクに乗せるとき、段差がある所でバイクとその段差に足を挟んでしまった。	58	80205	10~ 29
3	14~15	事務所駐車場で帰宅するため、自家用車の右後部座席に左手で荷物を載せた。その後右手で扉を閉めた時、左手が車両ボデーから離れておらず、左手薬指を扉で挟んだ。	60	170209	1~9
3	10~11	当日作業が中止になり帰社し、当社第3駐車場で車から降りた際、車両とフェンスの間が狭く、車両左側後輪の下に右足が入っているのが分からず前進し、右足甲を轢いて骨折した。	46	170201	10~ 29
3	16~17	商品積み込みの為センターに接車の際、A車・B車共にバース接車の為に後部ドアを開けていた。開閉はB車の方が早く接車角度が少しずれていた為車両を前進させた際、A車ドライバーが後部右側のドアを開閉し、フックをかけようとした際にB車の左後部のドアが後頭部に接触し、はずみでフックをかけようとしていた右腕をドアの間にはさまれた。原因は両者ドライバーの確認不足である。	39	40301	50~ 99
3	10~11	展示している車の拭き掃除を他の従業員と一緒にしていたところ、他の従業員が被災従業員がいるのに気付かず、開いていた車のドアを閉めたため、右手の第4指と第5指を挟んだ。	47	80202	10~ 29
4	10~ 11	物置を配達するため、トラックに乗って行き、現場で降りたとき、まだ左手がトラックのドア内側取っ手にかかっていたが、強風で、ドアがあおられ、その重みで左手薬指を負傷した。	33	80203	1~9
	22~	乗務中にお客様の荷物をトランクに入れる時に、お客様が自分がトラン			100

4	23	クを閉めようとした際に先にトランクを強く閉めた為右手親指が挟まってしまった。	54	40201	～ 299
4	15～ 16	デイサービス玄関前に駐車している車両にて、送迎前に利用者の荷物を載せたあと、一旦スライドドアを閉めたときに車体に添えていた左手を挟み込んでしまった。すぐに、自身の右手でドアを開けたが、左手中指を損傷した。	57	130201	10～ 29
4	14～ 15	お客様の自宅付近の上り坂にて、積載車にて移動した車両を降ろす際に車両止めやフックを外し、荷台を下げた際に車両が荷台からずれ落ちたとき、荷台に手を置いた場所へ車両の右前タイヤが当たり（挟まり）負傷した。	53	80202	100 ～ 299
4	17～ 18	デイサービス利用者を送る際、利用者自宅前でリフト車を作動中、リフトが作動せずギアボックスにナットを差し込み、ギアを動かそうとしたときに約10cm四方のギアボックスの中へナットを落としてしまい、回収しようとした際にギアが動き出し、左手人差し指を挟まれた。	49	130201	100 ～ 299
5	17～ 18	給油所内でSS業務中、お客様の車の運転席ドアを閉めようとしたところ、お客様もドアを引いたため右手親指をドアに挟んでしまった。	19	80109	—
5	13～ 14	配送先の現場で回収物を車に積み込みスライドドアを閉めた時に指を挟み負傷した。	42	140209	30～ 49
5	5～6	早朝、当社支店に到着し、フォークリフトにてパレット積み貨物を荷卸しする。パレットとパレットの間に養生をする為に使用した板ベニヤ板をどかす為、フォークリフトを降車した際、エンジンをかけたまま降りる。ベニヤ板に手をかけたところ背後よりフォークリフトが無人で動き、パレット貨物とフォークリフトに挟まれる状態になり左足を負傷した。なお、作業はトラック荷台内にて行っていた。	43	40301	100 ～ 299
5	11～ 12	お客様宅を訪問し帰る際、車に乗車しようとしたところ、車のドアに右手を挟んでしまった。	61	90103	100 ～ 299

6	9~ 10	得意先である駐車場に車を止め、クリニックへ納品後、空のオリコンを片付けようと開けていた車のスライドドアに左手をかけ、右手でオリコンを片付けようとしたところ、駐車場が傾斜していた影響でスライドドアが閉まり、背後に植え込みがあったため身動きがとれず、左手指を挟んでしまった。	54	80109	500 ~ 999
6	17~ 18	デイサービス利用者の帰りの送迎時、利用者住宅駐車場にて送迎車からの降車介助の時、車両のスライドドアを開けて、2列目の座席の下から足台を引き出して降車の準備をし、右手で利用者を支え、足台が動かないように左足で押さえ、バランスを保つために右手は車両のドア枠につかまりながら介助している時、スライドドアが自然に閉まり、誤って右手を挟み負傷した。	51	130201	10~ 29
6	14~ 15	整備工場にて、営業車両の左後輪ドラムブレーキを分解整備後、組み立てる際に、ブレーキカバーと内部鉄板に指を挟まれて受傷してしまった。	63	40201	100 ~ 299
6	10~ 11	商品を入れる箱（発泡スチロール高さ1m×60?）を、会社の軽バンの運転席後ろより積み込んでいた際、左から右にスライドドアを閉める時、本人の不注意により、誤って右手を挟んでしまったものである。	44	80201	10~ 29
6	17~ 18	駐車場内にて歩行中、後からバック走行の車に当てられ負傷した。	65	10402	30~ 49
6	15~ 16	客先敷地内で、納品受領印をもらうため、4tトラックを停車し車を降りた。サイドブレーキの利きがあまく、トラックが緩やかに動き出し、トラックと小屋のシャッターの間に身体を挟まれて負傷した。	58	11209	1~9
7	3~4	会社の洗車場内にて、乗務員が本日乗務する車の点検作業中、車両右側の前後のドアを開けた状態で外から、左腕を室内に入れてシートベルトを調整していたところ、委託され洗車業務を行っていた作業員が、乗務員が左腕を入れている事に気付かず後のドアを閉めたため、ドアと車両に腕を挟まれ、怪我をしたものである。	74	40201	100 ~ 299
		コンビニでトイレに入るため駐車、降車した際、車のドアに手を挟み負			10~

7	11~12	傷。	64	30199	29
7	14~15	勤務先の自動車整備工場内で、車両の検査業務をしている時に、一旦、車両から離れて戻ると車両が前進していた（シフトをN：ニュートラルに入れたつもりが誤ってD：ドライブに入れていたため）。咄嗟に車両を止めようとして、車両と壁の間に挟まれてしまい、右ひざを負傷したものの。	31	80202	1~9
7	8~9	当社、工場内に於いて、コンベア上の鋳物（砂付）をホイストクレーンで吊り上げるために、積み置きしていた鋳物を左手で引っ張った際、勢い余ってコンベアのエッジにつかまっていた右手（中指、薬指）の方へ倒れて、鋳物とコンベアに挟まり、負傷したものの。	40	10209	50~ 99
7	13~14	構内で停車中、同僚にヘルメットを借用するため、車から降りる際、自車のサイドブレーキを引いていない事で車輛が前進し、制止するために前方停止車輛と自車の間に入り車輛を押さえたが自車に挟まれた。	50	150102	10~ 29
7	7~8	船上で、網を外す作業中、急に高い波が来て、浮玉と船の間に手が挟まり、左手人差し指を負傷。	40	70201	10~ 29
7	9~10	デイサービス利用者宅前の駐車場で、被災者が右手で利用者の荷物を持って車両の助手席に載せたのち、左手で助手席のドアをつかんだまま閉めようとしたところ、うっかりして親指がドアの内側に入ったままだったため挟まれてしまい、左手親指の爪の部分の下あたりを裂傷し、第一関節部分を骨折したものの。	60	130201	100 ~ 299
7	16~17	バイクで夕刊の配達業務中、購読者宅の敷地内通路（幅員約1m程度）をバランスを取るため両足をステップから離して走行していたところ、左足足首より下を高さ10cm程度のコンクリートブロックとバイクの間に挟み負傷した。	56	80205	10~ 29
7	19~20	事業場内で洗車中、車のドアの開閉時に右手指を挟み負傷した。	23	80409	1~9
7	13~	会社の車検整備工場内で、車検整備車両のタイヤを取り付けの際ホイールの穴に指を入れた状態でホイールを回した為、左手人差し指がブレー	31	11701	10~

	14	キキヤリパーとホイールに挟まれ左手人差指を負傷した。			29
7	13~ 14	ハイヤー営業中、お客様を乗車させる際にドアサービスを行ったところ、ドアを閉める際にお客様が自分で閉めたため、ドアに親指が挟まれて負傷した。	41	40201	500 ~ 999
7	22~ 23	塗面保護シート貼付作業場にて、ライン上を流れてくる商品車両の中にあるスペックシートを取り出す作業中、助手席のドアを右手で開け、左手でスペックシートを取り出し、右手でドアを閉めるとき、慌ててドアを閉めたため、左手の親指をボディとドアの間に挟み、左手親指を受傷した。本来は、ドアを右手で開け、左手でスペックシートを取り出し、そのまま左手を腰にあててから、右手でドアを閉める手順で行うことになっている。	46	170209	50~ 99
7	20~ 21	空港貨物地区内で業務終了後、社用車の後部座席側のスライドドア前方に手を掛け、乗り込もうとした。同時に助手席に乗り込んだ別従業員がドアを閉めた際、左手指を挟み被災した。指から出血があり、流水で患部を洗い、アルコール消毒をし、絆創膏で応急手当をした。翌日に受診した結果、左小指挫創、左環指挫傷で、7日間の通院加療と診断された。	53	40103	100 ~ 299
7	10~ 11	事務所構内で、ホームと並行にトラックを止め、ウィングを開けて荷卸しを開始した。被災者が運転するプラットフォームは、ホーム上より左側のスロープを利用してホーム下へ移動し、1,200kg積みの荷重のパレットを荷台から降ろし、スロープからホームへ上げようとした。しかし、駐車スペースとの間の傾斜面でプラットフォームが下り始めて、被災者は慌ててプラットフォームから飛び降り、止めようとしたが、駐車してある従業員の車2台とプラットフォームの間に挟まり、身動きがとれなくなった。	21	40301	50~ 99
7	9~ 10	集金を終らせバイクで店へ戻ろうとしていたところ、バイクに乗った際にバランスを崩し、バイクごと転倒した。その際、右足首にバイクが乗り上げ、足首を骨折した。	73	80205	10~ 29
		バイクにて朝刊配達中、購読者宅前に停止したとき、下に石があったた			

7	4~5	め、スタンドがきちんとはまっておらず、足に当たり左足の脛を挟んだ。歩けたので、ちょっとした打撲と思い、当日はそのままにしていた。翌日に腫れが引かないので受診し、しばらく仕事を続けていたが、10日経っても腫れが引かず歩行困難になったため、再度受診して治療を受けた。	41	80205	1~9
9	3~4	新聞配達をするため、車を駐車するのにサイドブレーキをかけたつもりが、ゆるかったのか車が下がってしまい、止めようとして運転手側のドアを開けたがドアにぶつかり、雨のため滑って転んで右足首をひいてしまい骨折した。	77	80205	10~ 29
9	17~ 18	店の作業場で発生、お客様の車のオイルエレメント確認中、ファンベルトに手を巻き込まれた。エンジン始動中のファンベルトに手を入れた為である。	42	80209	10~ 29
9	18~ 19	夕方、納品先に2tトラックをバックで止め（前方方向に軽い傾斜あり）荷卸作業をするため降りたところ、パーキングブレーキを引き忘れていたため車両が前方方向へ動きだしてしまった。その際、車両前方方向に周り、自身の体で止めようとしたが止まらずに車両と納品先の反対側にある民家の壁（約5m先）に挟まれ負傷したものである。	56	40301	50~ 99
9	6~7	集金作業後にバイクに乗車する際、左足がバイクのステップから滑り、転倒しそうになった。転倒を避けるため左足を地面に出したところ、車の駐車ブロックとバイクの左側ステップに左足首を挟まれ負傷した。	38	80205	30~ 49
9	8~9	当日被災者は、営業所内で故障してエンジンが掛からなくなったバス車両を自家用トラックでけん引して移動しているときに、けん引されているバス車両の運転席右側を並んで歩いていた。バス車両が構内から整備場に入るためにハンドルを右に切ったところ、右側を歩いていた被災者の右足踵が右前輪タイヤに押されて、右足親指を脱臼骨折したものである。	52	40202	100 ~ 299
	14~	市バスのタイヤ交換を行うため、準備をしていた、新品タイヤにホイールを取り付けようと、タイヤチェンジャーを使用し、タイヤにホイール			100

9	15	の仮留めを行い締め付けようとした際に、治具の操作を誤って、タイヤとホイールの上に右手拇指を入れてしまい、負傷した。	64	40202	～ 299
9	11～ 12	現場にて、納品の順番待ちのため社用車のトラックを停車させ、車外で現場監督と打ち合わせをしていたところ、サイドブレーキの引きが甘かったためトラックが前進した、止めようとして車の前に行ったところ、前方に停車していた別の4tトラックとの間に挟まれ、右胸を強打した。	62	80109	1～9
10	13～ 14	当社工場内に於いて、修理車両のテールゲートのダンパー交換作業中、左側ダンパーを取り外した時、テールゲート（重量約50kg）が閉まり、ボディーとテールゲートの間に誤って右腕を挟まれ負傷したもの。 ※通常手順はテールゲートの落下を防止する工具を使用して行う作業だが、工具を使用せず手で支えて作業を行い、重さに耐えきれず挟まれた。	27	11701	10～ 29
10	16～ 17	当社介護施設駐車場において、傷者は、利用者の送迎のために同僚他2人と共にワゴン車に乗せる作業をしているとき、車イスの利用者を車内に乗せ、スロープ脇で確認をしていたところ、スロープ格納（電動式）の操作をする者が傷者の立ち位置をよく見ずに操作を行ったため、スロープとワゴン車後部のところにはさまれ受傷したもの。	46	130201	30～ 49
10	16～ 17	除草作業の為に、車のトランクより道具を取り出そうとしていた。風が強いなか、バックドアを開けて道具を出し入れしていたが、突風が吹いたのでバックドアが壊れると思い、焦ってドアを閉めたのだが、被災者の頭がドアの下にあった状態で閉めた為、被災した。	40	30309	10～ 29
10	16～ 17	海辺の建物の玄関付近においてマイクロバスを駐車し、運転席から降りようとしてドアを開けたところ、風速30m程の突風が吹き、ドアが外側に大きく開いたため、押さえようとしたがドアとともに引っ張られて右腕を負傷した。	66	170209	1000 ～ 9999
10	17～	小学校の修学旅行の輸送で夕食の為、バスを着けお客様を降ろし所定の駐車場所に着け様と後退する際、他の団体のお客様がバスの前を通行中	18	40202	100 ～

	18	の為前進出来ず、ガイドに誘導してもらい後退している時に隣の自社バスと接触、その際ガイドがバスとバスの間に手を挟んで負傷。			299
10	10～ 11	配達先お客さま宅前（坂道）にて、郵便物をポストに投函するため、乗っていたバイクのスタンドを立てて左側に降りた時、バイクが自分のいる左側に倒れてきたため、バイクと共に転倒。バイクと地面の間に左足甲が挟まれ、右ひざも打ち、負傷した。	25	110101	100 ～ 299
10	17～ 18	客席の窓を閉めようとしたところ、硬くて閉まらず再度力を入れて閉めようとしたところ、勢いよく閉まり、窓ガラスとサッシの間に左手中指を挟み負傷した。	42	40202	100 ～ 299
10	6～7	駐車場にて、車両を停車後、生徒の部活動の送迎のため車両前方にて教員と打ち合わせ中に、ギアがドライブのまま降車してしまったため、車が急に動き出し衝突した。そのままバスの下部に挟まり引きずられたため、負傷した。	61	40202	50～ 99
11	16～ 17	工場入口においてトイレへ向かう途中で掃除中で床が濡れていた為、滑って左手をつき手首を負傷した。	42	40202	100 ～ 299
11	8～9	現場駐車場にて、車止めポールを下げ、車を進入させ、車止めポールを戻している際に車を少し坂になったところに停めた為、サイドブレーキが甘く、後ろを向いていた為、車が下がってきた事に気が付かず、車がぶつかってきて、その下敷きとなり、負傷した。	69	30209	1～9
11	16～ 17	事業所の前の道路において、業務車両より清掃用具を下ろしていたところ、右後方スライドドアを閉める際、誤って左中指を挟んで負傷した。	71	150101	—
11	7～8	路線バスの始業点検作業時、車内運転席で、前ドアが閉まっている状態でドアを開けるべく関連装置を操作したが、開かなかったのでドアを手で押したところ開いたので車外に出た。その後手でドアを閉めて、ドアの鍵差し込み口に鍵を差し込んで、手を添えた状態で鍵の開・閉を繰り返していたところ、急にドアが開きドアに右手指が挟まれた。	53	40202	100 ～ 299

11	15～ 16	配達のためにバイクを降りた直後、スタンドが外れてバイクが自分の方向に倒れて来た。左足の横の脛の部分が、バイクに挟まれてそのまま転倒した。左足を打撲した。	59	110101	100 ～ 299
11	16～ 17	介護利用に同伴し、椅子ごとリフトステップを降ろす際、車後部より右側のリフトステップ側に近寄り立って椅子を受け取るべく待ち構えていたがカバンを渡されたため、ステップに近付き過ぎた為ステップと地面の間に右側右足第三趾基節骨骨折の負傷を受けたものである。運転手がステッチダウンのスイッチを入れた。	51	130201	10～ 29
11	18～ 19	工事現場から帰社し、2tダンプから残材を降ろす際にサイドブレーキが甘く、傾斜地であったことから車両が後退し、道路脇の畑に転落したものである。本人は車両の制御を試みたが、ドアと道路法面の間に右手を挟まれ、手首を骨折したものである。	70	30199	10～ 29
11	14～ 15	お客様を降車させる時、助手席の荷物を降ろし、ドアを閉めた時、ドアで左手小指を挟み骨折した。	58	40201	100 ～ 299
11	9～ 10	利用者を車に乗せた後、左手を車の外に出し、ドア上部に手を出した状態でスライドドアに背を向け右手で閉めた際、左手首を挟んだ。	67	130201	1～9
11	15～ 16	会社敷地内駐車場において、軽貨物車輛の運転席側後部座席に置いてあった工具類を下ろし後部スライドドアを閉める際、左手をドアノブにかけ右手を車体本体柱部分（ピラー部分）に手を残したままスライドドアを閉めてしまい閉じた際、スライドドアの金具部分と車体柱の金具部分で右手人差し指を挟んだ。会社へ報告し応急処置後、痛みを我慢し就業し帰宅したが激痛の為、夜間救急にて診察、処置をした。	17	30209	1～9
12	10～11	デイサービス送迎車のバッテリーの不具合で確認のため、バッテリー上部の荷物箱を無理やり外そうとしたところ、箱とバッテリー部分のすき間に指をはさみ負傷した。その後、痛みはあったものの業務を行っていたが痛みが酷くなり、後日に受診したところ、壊死していることが判明したため切断をした。	63	130201	30～ 49

12	9~10	自家用車で通勤し、北側駐車場に駐車した際、助手席に置いてあったバッグが倒れ、中の小物が助手席の足元に散乱したので、車を出て助手席側のドアを開け、散乱したバッグの中身を拾った。中身を拾い終え、左手で助手席のドアを閉めようとした際、体を支えるためにドア枠に右手をついたとき、右手親指がドアの開口部に残っていることに気づかずに閉め、右手親指を負傷した。	65	10109	10~ 29
12	23~24	往路の乗務終了後、タクシー乗車時に、被災者は後部座席に乗り込もうと前方ドアの縁に手をかけていたところ、前方座席に乗り込んだ別の客室乗務員がそれに気づかず、勢いよくドアを閉めたため、タクシーのドアに指を挟まれ負傷した。	24	40103	300 ~ 499

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_08.html